

「スイッチング（供給者切替）を円滑に進めるための仕組み」の 検討状況について

平成27年10月19日

一般社団法人 日本ガス協会

1. 基本的考え方・検討状況

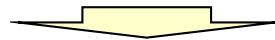
- 小売全面自由化後の供給者切替（以下、スイッチング）におけるお客さまの利便性および各事業者（特に小売事業者）の負荷軽減を図る仕組みとする。
- スwitching業務フローや情報項目は先行する電気との整合性にも留意する。一方で、消費機器保安の存在や、事業者数が多く企業規模も様々であることなど、都市ガス事業独自の特性を反映する。

<検討の視点>

視点	検討中の内容
お客さまの利便性	・スイッチ申請手続きは新小売事業者から可能とする
ガス小売事業者の負荷軽減	・従前の小売契約の廃止取次をワンストップ化する ・検索可能な需要家情報項目を標準化する

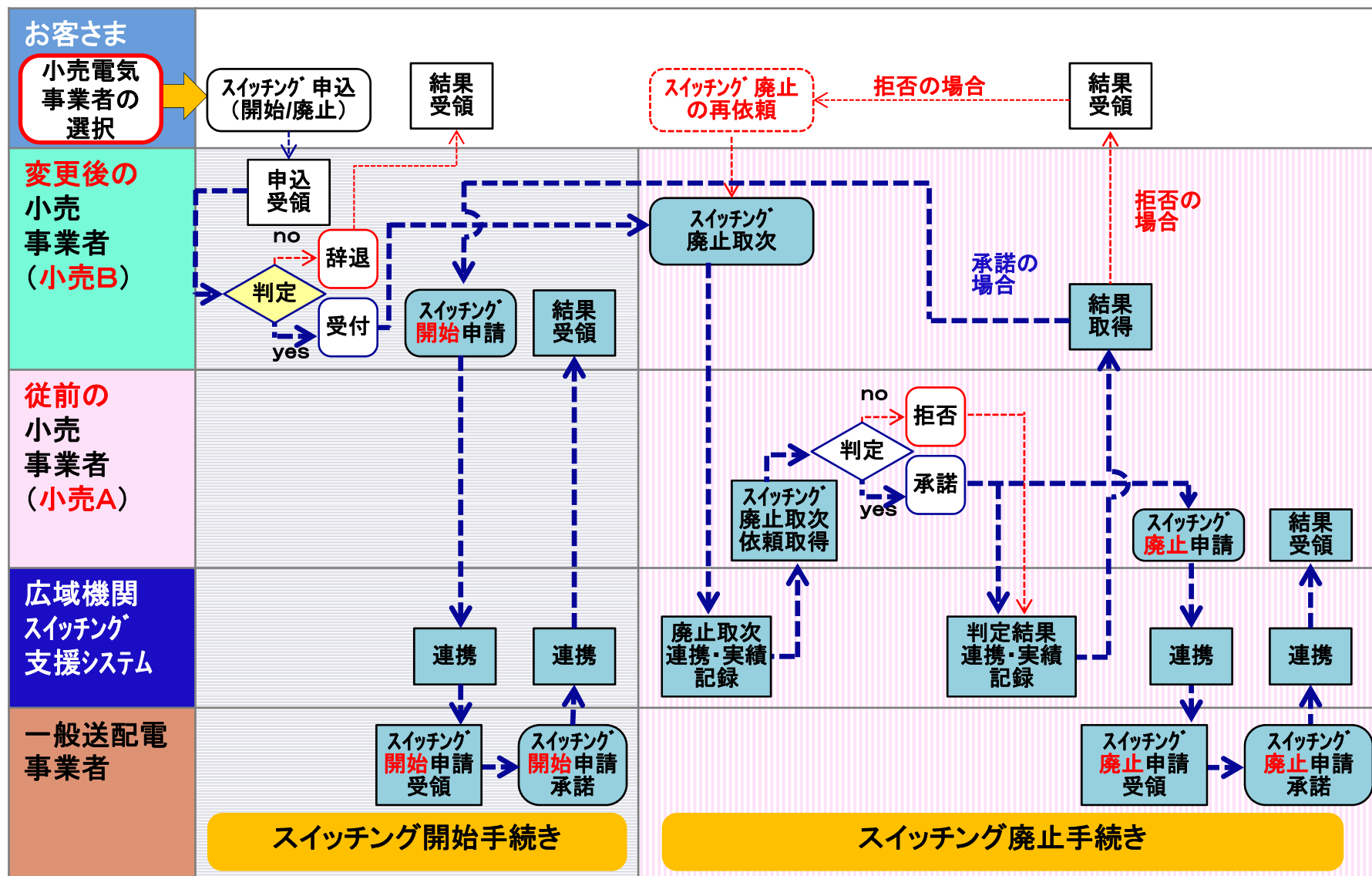
<都市ガス事業の特徴>

- 「消費機器保安」など、電気事業にはない小売事業者の業務・情報が存在
- 一般ガス事業者は206者存在し、企業規模も様々
- ネットワークが全国大では繋がっておらず、電力の広域機関に相当する組織が存在しない



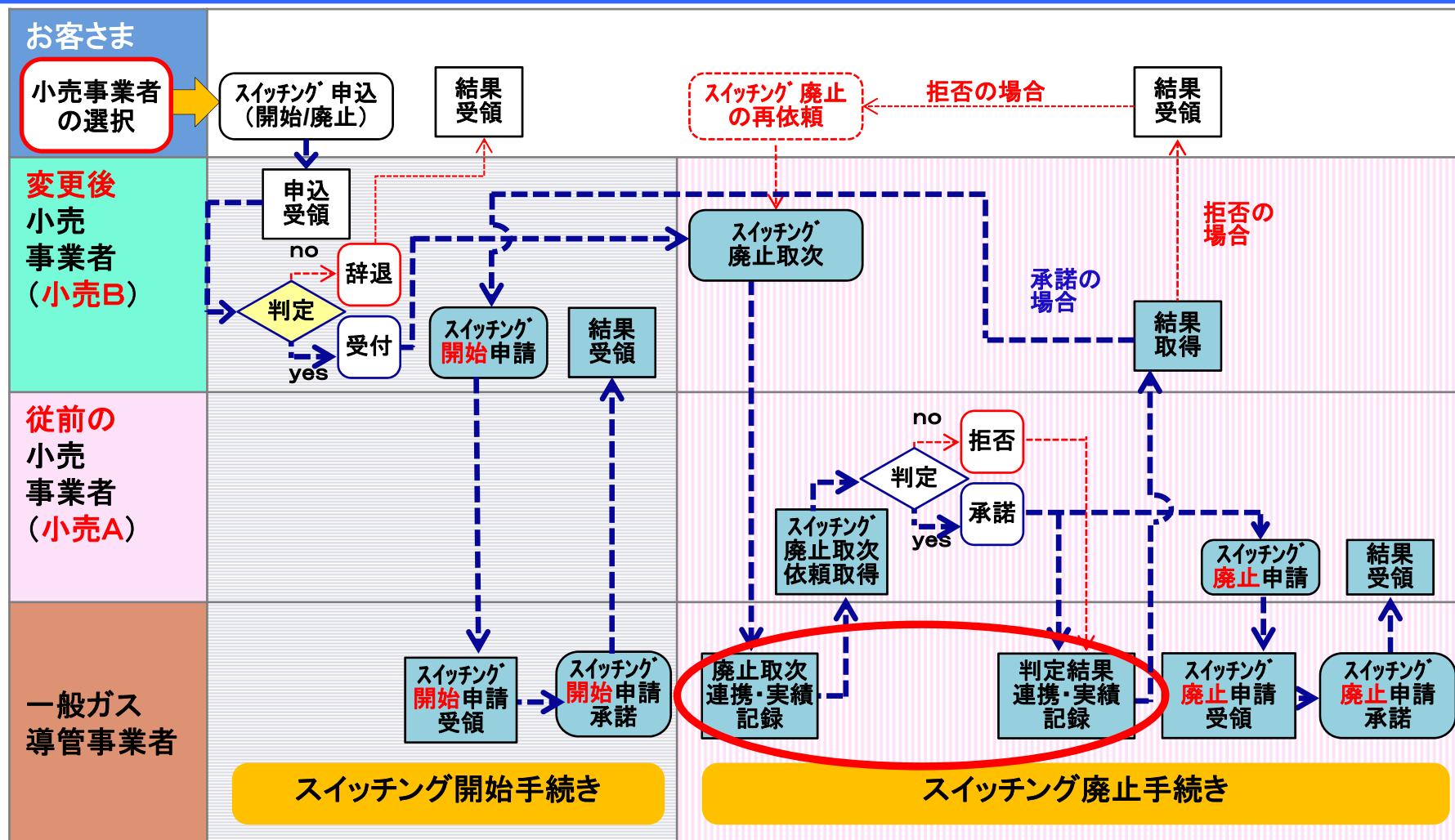
- 電力広域機関のようなスイッチング支援システムは構築されないものの、各一般ガス導管事業者のスイッチング業務フローや検索可能情報を標準化することで、同等程度の仕組みを目指す
- 大手3社については、個社毎に状況に応じた情報システム対応を行う予定（電気のスイッチングシステムを参考に、「託送契約手続機能」と「情報検索機能」を装備予定）

2. 業務フローのイメージ（①電気のスイッチング・低圧）



出所:「電力広域的運営推進機関」発足にあたっての事前説明会(2015年2月16日開催)資料をもとに作成

2. 業務フローのイメージ（②ガスのスイッチング・家庭用）



- 電気と同様のフローとし、広域連携機関が担う「小売A・B間の廃止取次連携」機能は、一般ガス導管事業者が行う予定
- ※従前の小売契約の解約に伴い発生する費用などの諸調整は、お客さまと小売Aとの間で行う
(スイッチング開始申請後に解約トラブルが生じないよう、小売Bは申請時にお客さまに確認を行うことが望ましい)
- ※円滑な廃止取次業務は、小売事業者の協力も得ることで、初めて実現される

3. 検索可能な情報項目（①電気のスイッチング）

情報項目	概要
①供給地点特定番号	設備情報・使用量情報の閲覧・取得にあたり、対象供給地点を一意に特定する識別番号
②供給地点住所	供給地点の場所情報（引込柱番号・計器番号）
③通電状況等	電気使用の有無及び使用廃止中の場合、廃止措置の状況を提供
④供給方式	供給電気方式（例：単相3線式100／200V）
⑤契約電力・電流・容量	託送契約における契約電力・電流・容量
⑥設置計器	設置計器に関する諸情報（例：遠隔通信機能有無）等
⑦自家発電系有無	自家発電設備の系統連携有無
⑧検針日	検針基準日及び照会日を基準とする直前（直後）の検針日
⑨使用量情報	直近13ヶ月分の電力使用量等

- 小売事業者は、住所や供給地点特定番号をキーに、「⑨使用量情報」を除いた情報を検索可能
（お客さまの申し出に基づいて、検索することを可能としており、スイッチング成立までは氏名・電話番号などの個人情報はマスキングされる）
- 「⑨使用量情報」の検索には、お客さまの承諾および本人確認書類の提示に基づき、新小売事業者から開示申込書の提出が必要

3. 検索可能な情報項目（②ガスのスイッチング）

情報項目	概要
①供給地点特定番号	設備情報・使用量情報の閲覧・取得にあたり、対象供給地点を一意に特定する識別番号
②供給地点住所	供給地点の場所情報
③開閉栓状況	ガス使用の有無（開栓／閉栓）
④供給圧力	送出地点における圧力等
⑤メーター号数	託送契約におけるメーター号数
⑥設置計器	設置計器に関する諸情報（例：負荷計測器）等
⑦検針日	検針基準日及び照会日を基準とする直前（直後）の検針日
⑧使用量情報	直近13ヶ月分のガス使用量等
⑨保安情報	法定調査対象機器に関する情報等 （例：メーカー・型式・製造年月、直近の法定調査実施日・調査結果）

- 電気と同様の情報項目を検索可能とする予定（詳細検討中）。その他、現在、託送情報センターで提供している情報も検索可能とする方向
- 「⑧使用量情報」「⑨保安情報」の検索には、お客さまの承諾および本人確認書類の提示を必要とする予定（その他の情報項目については、個人情報の取り扱いを含め、お客さまの承諾および本人確認書類の提示の要否について検討中）
- 「⑨保安情報」は、緊急時対応に有益な情報として、導管事業者が小売事業者から提供された時点の情報

（1）緊急時におけるガス小売事業者の連携・協力

②需要家の消費機器の設置状況等に係る情報提供

ガス導管事業者が有効に応急措置を行うためには、消費機器・警報器の設置状況など、応急措置に有効な消費機器等に関する情報（※）を把握しておく必要がある。そのため、ガス小売事業者は改正法第159条第4項の規定により、需要家の承諾のもと、消費機器調査の結果をガス導管事業者に通知することとしており、緊急時対応に有益な情報に関して、その使用目的を限定した上で、ガス導管事業者に提供することが必要ではないか。

（※）応急措置に有効な消費機器等に関する情報は具体的には以下のとおり。

①消費機器に関する情報

- ・法定の消費機器調査の結果
- ・ガスの供給停止に配慮が必要な消費機器

（24時間稼働の消費機器、ガスの供給停止前に対応が必要な消費機器） 等

②警報器に関する情報

4. まとめ

- お客さま・他事業者さまとの連携が必要な「スイッチングの仕組み」は、全面自由化に向けた実務面での重要な検討項目の一つと認識しています。
- 現段階では詳細制度内容は未確定であるものの、ある程度想定を置きながら、大手 3 社を中心にスイッチング業務フロー等の検討に着手しています。
- 引き続き、各一般ガス事業者の企業規模や業務遂行体制等の実態を考慮しつつ、円滑な手続きとなる仕組みの標準化を検討してまいります。